

経営会議の内容

件 名	大和市公の施設の管理運営に関する基本方針の一部改正について
所 管 部	政策部
日時・場所	平成27年4月17日（金）9：00～9：30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、行政改革推進課長
提 出 理 由	公の施設のより効率的かつ効果的な管理運営に向け、基本方針を改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 基本方針を改正し、法人等の設立目的と施設の設置目的等が一致するような場合で、安定的・効果的な運営が期待できる場合には、公募によらない指定管理者の選定を可能にするとのことだが、法人等とは何を指すのか。 （所管部）地方自治法が「法人・その他の団体」としているものについて、本市では、「法人等」という表現を用いている。 - 非公募による指定管理者の選定も可能とすることで、市が柔軟に対応できるようになることは評価できる。基本的な方向性として、公募が原則であることに変わりはないのか。 （所管部）指定管理者の選定については、基本的に公募で行うべきと考えている。 - 仮に非公募で指定管理者を選定するケースが生じた場合、今後、庁内で新たに必要となる手続きはあるか。 （所管部）今回の改正で位置づける非公募の規定に基づいて指定管理者を選定する場合は、公募に準じた申請書類等の作成や提出を求め、選考項目の確認等を要することとするなど指定管理者制度運用マニュアルの改訂を行う。 - 今後、非公募で指定管理者を選定したとしても選定委員会には諮る必要があるのか。もし、選定委員会に諮る必要がある場合、委員会で非公募の候補者が思わしくないと判断されれば、選定方法を公募に切り替えることもあり得るか。 （所管部）非公募であっても選定委員会に諮る必要がある。その委員会で非公募の候補者が選定されないこととなるケースはあまり想定されないが、ないとは言い切れない。 - 非公募による指定管理者の選定が可能となれば、適切な法人に長期間、指定管理を任せられると思う。一方で1回の指定管理の期間を長くするという方法もあると思うがどうか。 （所管部）指定期間は、現行の方針において原則として3年～5年としつつ、指定管理者制度の趣旨を損なわない範囲で、個別の施設の特徴に応じ、5年を超える期間を設定できることとしている。 - 平成22年に総務省が通知を出した背景はどのように捉えているか。 （所管部）指定管理者制度の導入当初は、効率性の追求やコストの削減が主な目的であったが、制度導入から5年以上経過した中で、住民ニーズを捉えた適切な管理運営が望ましいという視点が広がり、コストカットだけではなく、自治体が地域の実情を捉えて指定管理者制度を運用できるよう、総務省が対応したものと捉えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。